

荒川区景観審議会(第3回) 議事要旨

日 時：平成24年2月17日(金)10:00～11:30

場 所：本庁舎4階 庁議室

出席者：委員14名 学識経験者：中村、稲垣、伊藤
(敬称略) 区議会議員：菅谷、茂木、吉田

関連団体等：八尾

公募区民：池田、内山、関、小幡、宮澤、伊藤

事務局：都市整備部都市計画課

次第

1. 開会
2. 副区長挨拶
3. 議事
4. その他
5. 閉会

議事概要

- (1) 「荒川区景観計画」及び「荒川区景観条例」について(報告事項)
- (2) 審議会の役割と今後の予定
- (3) 荒川区景観形成ガイドラインの中間報告
- (4) 荒川区景観フォーラムの開催案内

1. 開会

事務局：ただいまから第三回荒川区景観審議会を開催いたします。会議に入る前に、副区長から挨拶があります。よろしくお願いいたします。

2. 副区長挨拶

副区長：昨日の雪景色を見て、景観のことを思いました。景観審議会では熱心なご議論をいただきありがとうございます。議会の議決を経て、3月1日から景観計画が施行されます。23区内では中間位の順番ですが、区民委員が熱心な点が本区の特徴です。景観計画の施行に合わせ、景観フォーラムを開催しますが、区民主体の実行委員会による準備が進められており、心強く思っています。実のある景観行政がスタートできるものと実感しています。施行直前の大事な審議会ですが、よろしくお願いいたします。

3. 議事：

「荒川区景観計画」及び「荒川区景観条例」について（報告事項）
審議会の役割と今後の予定
荒川区景観形成ガイドラインの中間報告
荒川区景観フォーラムの開催案内

【資料確認・説明】

事務局より、資料確認の後、景観計画の最終版及び審議会の今後の役割を説明。
事務局：13名の委員が出席しており、会議は有効に成立しています。

会 長：傍聴希望者がいます。審議会の傍聴者取扱い基準により、これを認めます。

事務局：景観計画は、パブリックコメントを反映し、最終案としています。計画には理念と目標を定め、景観基本軸と一般地域の方針と基準を定めています。景観法に基づく届出等と区民協働の景観まちづくりの二本柱で進めていく構成としています。

【「荒川区景観計画」及び「荒川区景観条例」並びに審議会について】

委 員：景観重要公共施設は、景観条例に位置づけられていませんが、景観計画に則り、整備等が行われるという理解でよいのでしょうか。また、同施設への追加や見直し等はどのように行っていくのでしょうか。また、ガイドラインも同様ですが、法令上の位置づけはどのようになるのでしょうか。景観計画に使われているイメージ図ですが、低中層市街地は広い道路のイメージが実態に合わないのを再考してはどうでしょうか。隅田川景観軸は天端を車道として使うことを推奨しているように誤解を与えないか心配です。都電景観軸は、門型よりセンターポールの方が景観的にシンプルになるので変更できないのでしょうか。

事務局：景観重要公共施設については、区として責任を持って整備等を行っていきます。適宜、景観審議会に意見を聞いていきます。景観審議会から提案することも可能です。ガイドラインについては、公共施設管理者にも同意を得ており、事業者との協議や公共施設の計画・設計に活用していきます。イメージ図は、区内の良好な場所をモデルに選んで描いています。センターポールは東京都交通局から困難といわれていますので、門型のイメージ図にしています。

委 員：景観アドバイザーは何人ですか。また、届出や完了に係る現場の状況は適宜報告していただきたいと思います。

事務局：合計4名の景観アドバイザーを2名一組の体制とし、助言を求めていきます。届出等の結果については、審議会等の場で適宜実例報告を行っていきます。

委 員：表紙の日付の平成23年は平成24年の間違いではないでしょうか。

事務局：単純な間違いですので修正いたします。

会 長：届出等の案件はまずアドバイザーに諮ることでよいでしょうか。また、アドバイザーの助言で済めば審議会にはあがってこないのでしょうか。

事務局：まず景観アドバイザーの助言を求めていきますが、審議会にも適宜報告は行います。

委 員：届出等の結果報告について、リアルタイムにニュース配信する考えはあるでしょうか。どのような案件が動いているか、審議会は知っておく必要があると思います。

会 長：案件がまとまった段階で審議会を開催されることになるとは思いますが、審議会を頻繁に開催することは困難だと思いますので、メール等の簡易な方法で回覧することもよいのではないのでしょうか。

事務局：審議会への届出等の協議案件の個別報告について、適切な方法を検討します。

【荒川区景観形成ガイドラインについて】

事務局より、建築物・工作物編（景観基本軸と一般地域）のガイドライン案を説明。

委 員：富士見坂の例があったように、他区との連携についてガイドラインに書けるとよい。緑化については、区の緑化基準の内容も示した方がよいのではないのでしょうか。中高層階のセットバックは、法令に照らして実現性を確認しておく必要がある。

事務局：富士見坂の眺望問題については、連絡協議会を設置し、東京都や関係区と調整を図っています。緑化については区で緑化指導も一括して行っているので継続していきます。中高層階のセットバックは実現できれば良いと考えて描いています。

委 員：ガイドラインは基準の解説だというメッセージが見えるように工夫してほしい。例えば、表紙のサブタイトルに「景観形成基準の解説」と明記してはどうか。また、ガイドラインは公共施設が大切ですので、まとめられることを期待します。また、景観基本軸と一般地域に記載されているガイドライン全体の構成図が異なっている。

事務局：構成図は統一します。公共施設が景観形成を先導していくべきと認識していますので、公共施設のガイドラインも報告していきます。公共施設編と景観まちづくり編も検討していますので、今後示していきます。

委 員：住民参加でガイドラインを作成している事例もあります。現在の案は、事業者への説明向けになっているため、今後、より使いやすいものに見直しを図ることを前提とし、今回は、第一版のイメージであることを伝えるとよいと思います。

事務局：第一版として出しますが、今後、修正を加えながら更新していきます。

委 員：地域別の写真が載っていますが、住民は周知のことです。例えば、横丁や商店街の景観形成の参考になるアイデアがあるとよい。

事務局：区のことを知らない事業者等が設計の際の糧にさせていただく意図で載せてい

ます。

委員：景観基本軸の形態・意匠に「和風建築」とありますが、商店街の街並みは和風と洋風が混在しており、和風建築が悪いと誤解を与える心配がある。

委員：高さを抑えることとセットバックすることは、相反する指導にならないでしょうか。

委員：屋上の設備を隠す修景は、建物を高くすることにならないでしょうか。

会長：今後見直しをしながらより良くしていく一段階とし、案はとらない方がよい。その旨、景観アドバイザーと共通認識を持っておく必要があります。

委員：商業市街地の「店内が見える工夫をする」ことの意図が分かりにくいので工夫してほしい。

【荒川区景観フォーラムについて】

事務局より、景観フォーラムの概要を説明。

事務局：時間があればぜひ来ていただきたいと思います。

会長：私も話をすることになっています。法にとらわれず市民の目で話したいと思っています。

委員：12名の実行委員が毎晩動いています。区民の発意でまちを良く変えられることをメッセージとして伝えたい。ぜひご出席をお願いいたします。

【その他】

事務局より、新宿区大久保三丁目における開発計画により、富士見坂の眺望が一部障害される事実を報告。

事務局：昨年9月に事業者と協議を行い、45階建・高さ160mの計画に対し変更を要望したが、すでに平成22年に都市計画決定しており、変更不可との回答を得ました。区としてはこれまで、日暮里富士見坂を守る会の会議にも参加し、情報共有を図ってきました。また、台東区、文京区とは情報交換を行ってきました。12月には新宿区と豊島区も含めて連絡協議会を発足させました。今後は計画段階から情報を早期に入手し、眺望を守り予防できるようにしていきます。

委員：富士山の稜線をどのくらい障害するのでしょうか。

事務局より、眺望シミュレーション画像を配布し、影響について補足説明。

会長：東京都の景観計画には、当該範囲に眺望保全区域は定められているのでしょうか。

事務局：東京都の景観計画には3ヶ所の眺望保全区域が定められていますが、富士見坂の眺望は位置づけられていません。しかし、地上から富士山が見える坂は、都内では富士見坂だけです。

会 長：ユネスコが勧告を出したと聞きましたが状況を教えてください。

事務局：勧告が出されるという話は頂いているが、文書はまだ届いていません。

委 員：富士山の世界遺産登録に向けた調査等が進められていますが、これとの関係はどのようになるのでしょうか。

会 長：富士山の世界遺産の区域は麓までですので、富士見坂の眺望は世界遺産の区域には入りません。しかし江戸時代からの歴史のある眺望ですので富士見坂も大切です。

委 員：東京駅の眺望も東京都の景観計画の眺望区域に入ると聞いています。

会 長：今後スケジュール等、他にありますか。

事務局：今後は未定ですので、また連絡させていただきます。

閉 会